諮問庁:法務大臣

諮問日:令和3年12月6日(令和3年(行情)諮問第534号)

答申日:令和4年8月4日(令和4年度(行情)答申第175号)

事件名:行政文書ファイル「平成24年度例規決裁」の目次等(特定刑事施設

保有のもの)の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4及び文書6(以下,順に「文書1」ないし「文書4」及び「文書6」といい,併せて「本件対象文書」という。)につき,その一部を不開示とした決定について,諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は,不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年10月26日付け東管発第5 838号により東京矯正管区長(以下「処分庁」という。)が行った一部 開示決定(以下「原処分」という。)の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書1及び審査 請求書2によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書1

原処分が不開示とした部分(不存在(保有していないため)を理由とする部分を除く。)の不開示情報該当性につき審査を請う。殊に「被収容者が服用する医薬品の種類の表示方法」の不開示には理由がないと思料する。

また、原処分が開示した特定年月日B付け処遇首席指示第97号のかがみ文には「別紙様式1及び2に改める」と記載されているところ、開示実施を受けた文書にはかかる別紙が含まれていない点も審査を請う。

(2)審査請求書2

令和3年4月13日付け東管発第1728号に係る訂正書(以下「訂正書」という。)は、令和2年10月26日付け東管発第5838号に係る行政文書開示決定に誤りがあったとして、これを変更するというものである。当該開示決定については既に令和3年1月21日付けの書面(上記(1)を指す。)をもって審査請求をしているところ、訂正書はこれを変更するという処分であることから、これらについて合一に判断

を求めるため、本件審査請求に及ぶ。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和2年8月14日受付 行政文書開示請求書により、別紙に掲げる文書1ないし文書8(以下、第 3において「本件対象文書」という。)を含む複数の行政文書の開示請求 を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書について行った一部開示決 定(原処分)に対するものであり、審査請求人は、原処分において不開示 とされた部分(以下「本件不開示部分」という。)の開示を求めているも のと解されることから、以下、原処分における本件不開示部分の不開示情 報該当性について検討する。
- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分のうち、別表に掲げる部分については、法 5 条各号に規 定される不開示情報に該当しないことから、開示することが相当である。

次に、本件不開示部分のうち、別表に掲げる部分を除く部分(以下「本件不開示維持部分」という。)について、不開示情報該当性を検討する。本件対象文書のうち、本件不開示維持部分が認められるのは、特定刑事施設における例規決裁の目次(特定年度 A ないし特定年度 E)(文書 1 ないし文書 4 及び文書 6)の一部であるところ、本件不開示維持部分に記録された情報は、①被収容者の称呼番号及び氏名、②特定場所に設置された特定設備に関する情報であることが認められる。

(1)被収容者の称呼番号及び氏名について(上記①関係)

本件不開示維持部分のうち、上記部分は、特定の被収容者の処遇方針等に関する指示文書の件名の一部に認められる。

ア 本件不開示維持部分のうち、被収容者の称呼番号について、当該不開示情報は、本件対象文書に記録された称呼番号に該当する特定の被収容者(以下「特定被収容者」という。)の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、当該被収容者と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者をある程度特定することが可能となるから、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である特定刑事施設収容中に、特定刑事施設の処遇首席指示により他の被収容者とは異なる個別の処遇を必要とする被収容者であったという事実が当該関係者に知られることになり、特定被収容者の権利利益を害するおそれがあると認められるから、当該不開示部分は法5条1号後段の不開示情報に該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、当該不開示部分に 記録された情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、若 しくは公にすることが予定されている情報とはいえないので、同号 ただし書イには該当しない。また、同号ただし書口に該当する事情 は認められない上、同号ただし書ハにも該当しない。

イ 本件不開示維持部分のうち、被収容者の氏名について、当該不開示情報は、特定被収容者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められ、法5条1号本文前段の不開示情報に該当する。

次に、法 5 条 1 号ただし書該当性を検討すると、当該不開示情報は、 法令の規定により又は慣行として公にされ、若しくは公にすること が予定されている情報とはいえないので、同号ただし書イには該当 しない。また、同号ただし書口に該当する事情は認められない上、 同号ただし書ハにも該当しない。

さらに、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、当該不開示情報は、特定被収容者の氏名であり、同項が規定する特定の個人を識別することができる情報そのものであることから、同項による部分開示の余地はない。

- (2)特定場所に設置された特定設備に関する記載について(上記②関係)本件不開示維持部分のうち、特定場所に設置された特定設備に関する情報が記録されている部分について、当該部分を公にすることにより、特定場所に設置されている設備に関する情報が明らかとなることから、被収容者による逃走、身柄の奪取等を企図する者にとっては、保安・警備の間隙を突くことが容易となり、このことにより刑事施設の規律及び秩序を適正に維持されない状況が発生し、又はその発生の危険性を高めるおそれがあることから、法5条4号に規定される不開示情報に該当する。また、これらの事態の発生を未然に防止するため、勤務体制、警備体制等の変更を余儀なくされるなど、被収容者の円滑かつ適切な収容業務の実施が困難となり、施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に規定される不開示情報に該当する。
- 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件対象文書のうち、別紙に掲げる文書 7 について、原処分により開示された行政文書に別添様式 1 及び別添様式 2 (以下、これらを併せて「未開示文書」という。)が含まれておらず、不足がある旨を主張しているところ、処分庁は、令和 3 年 4 月 1 3 日に本件対象文書としての特定から漏れていた未開示文書について開示することを決定し、同日付け「訂正書」をもって審査請求人にその旨を通知していることからすると、本件審査請求のうち、当該主張をする部分については、訴えの利益を欠く不適法なものと解するのが相当である。

4 本件一部不開示決定の妥当性について 以上のとおり、本件不開示部分について、別表に掲げる部分を除き、法 5条1号,4号及び6号に規定される不開示情報に該当するとして不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年12月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 令和4年6月23日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件 対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、別表に掲げる部分を除き、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分のうち、別表に掲げる部分を除く部分(本件不開示維持部分)の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書1(上記第2の2(1))において、「原処分が開示した特定年月日B付け処遇首席指示第97号のかがみ文には「別紙様式1及び2に改める」と記載されているところ、開示実施を受けた文書にはかかる別紙が含まれていない点も審査を請う」旨主張しており、文書の特定について争うものとも解される。この点について、諮問庁は、上記第3の3において、令和3年4月13日に、特定から漏れていた「別添様式1」及び「別添様式2」について開示することを決定し、同日付け「訂正書」をもって審査請求人にその旨を通知している旨説明するところ、諮問書に添付された訂正書(写し)を確認したところ、諮問庁の上記説明に符合する内容であり、審査請求人が主張する文書は既に特定されているものと認められるため、文書の特定の妥当性については判断しない。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定年度AないしEの、特定刑事施設における所内指示等の例規の目次であり、本件対象文書のうち、本件不開示維持部分は、「件名」欄の記載内容部分の一部であり、①被収容者の氏名及び称呼番号が一体として記載されている部分、②被収容者の称呼番号のみが記載されている部分、③特定の場所に設置された特定設備に関する記載部分であると認められる。

- (1)被収容者の氏名及び称呼番号が一体として記載されている部分につい て
 - ア 標記の不開示部分には、特定の被収容者の氏名及び称呼番号が記載されていることから、当該不開示部分は法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしいに該当する事情も認められない。
 - イ 次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、特定の被収容者の氏名及び称呼番号は、当該各被収容者に係る個人識別部分に該当することから、部分開示の余地はない。
 - ウ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- (2)被収容者の称呼番号のみが記載されている部分について
 - ア 標記の不開示部分には、特定の被収容者の称呼番号が記載されており、当該各被収容者の氏名等は記載されておらず、称呼番号のみが単独で記載されていると認められる。
 - イ 刑事施設における称呼番号は、多数の被収容者を特定する便宜上付されるもので、一般に明らかにされているものではないことから、部外者である一般人は、特定の称呼番号によってこれに該当する被収容者が誰であるかを識別することはできないものの、標記の不開示部分に記載された称呼番号を公にすると、既に開示されている情報と併せることにより、当該被収容者と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者をある程度特定することが可能となり、その結果、一般に他人に知られることを忌避する性質の情報である、個別の指示により他の被収容者とは異なる個別の処遇を必要とする被収容者であったという事実が当該関係者に知られることになり、当該被収容者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、法5条1号本文後段に該当する。
 - ウ また、法 5 条 1 号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。
 - エ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とし たことは妥当である。
- (3)特定場所に設置された特定設備に関する記載部分について
 - ア 標記の不開示部分には、特定場所に設置された特定設備に関する情報が記載されていると認められる。
 - イ これを検討するに、当該部分を公にすることにより、特定場所に設置されている設備に関する情報が明らかとなることから、被収容者による逃走、身柄の奪取等を企図する者にとっては、保安・警備の間隙

を突くことが容易となり、このことにより刑事施設の規律及び秩序を 適正に維持されない状況が発生し、又はその発生の危険性を高めるお それがある旨の上記第3の2(2)の諮問庁の説明は、不自然、不合 理とはいえず、首肯できる。

- ウ したがって、当該不開示部分を公にすると、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該不開示部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、 4 号及び 6 号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条 1 号及び 4 号に該当すると認められるので、同条 6 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三,委員 木村琢磨,委員 中村真由美

別紙

本件対象文書を含む文書(以下、特定刑事施設保有のもの。)

- 文書1 行政文書ファイル「特定年度A例規決裁」の目次
- 文書2 行政文書ファイル「特定年度 B 例規決裁」の目次
- 文書3 行政文書ファイル「特定年度 C 例規決裁」の目次
- 文書4 行政文書ファイル「特定年度D例規決裁」の目次
- 文書 5 特定年月日A付け達示第14号「被収容者遵守事項を改正すること について」
- 文書6 行政文書ファイル「特定年度 E 例規決裁」の目次
- 文書7 特定年月日B付け処遇首席指示第97号「担当保管薬投与服用確認 表の記載方法について」
- 文書 8 特定年月日 C 付け所長指示第 5 7 号「医薬品の安全管理体制の制定 について」

別表(諮問庁が新たに開示する部分)

文書	該当部分	新たに開示する部分
文書 1	「件名」欄	12頁10行目10文字目ないし12文字目
文書 2	同上	11頁6行目1文字目ないし5文字目
文書 3	日上	7頁14行目8文字目ないし16文字目
		8頁6行目1文字目ないし3文字目
		9頁1行目1文字目ないし8文字目
		10頁25行目1文字目ないし3文字目
文書 4	同上	3頁2行目1文字目ないし5文字目
		3頁10行目2文字目ないし4文字目
		4頁18行目1文字目ないし5文字目
		7頁3行目2文字目及び3文字目
		11頁18行目15文字目ないし19文字目
文書 6	同上	2頁13行目1文字目ないし5文字目
		10頁17行目1文字目ないし7文字目

⁽注)表中の文字数の数え方については、括弧及び記号も1文字と数える。